



役員給与の損金算入①

新会社法と平成18年度税制改正。今回は改正の影響がかなり大きいといえます。役員報酬についての改正も、大きな改正テーマのひとつです。

I. 会社法による役員賞与の改正

役員賞与を支払うには、いままでは決算が確定し利益処分を行うときに支給を決定していました。

しかし新会社法では、会社の利益処分という考え方が無くなり株主総会の決議でいつでも役員賞与の支給を決定することができることとなります。

これにより役員賞与の支給についての経理処理もいままでとは変わってきます。従来は税引き後利益を処分する手続きであったため、損益計算書に役員賞与の支給は記載されない方法が一般的でした。

しかし、新会社法の考え方でいけば、役員賞与の支給は利益処分でおこなわずに支給が決定されるため、費用処理つまり損益計算書に役員賞与が反映されることとなります。

II. 平成18年度税制改正と役員報酬、役員賞与

今回の法人税制の改正で、役員報酬と役員賞与はともに「役員給与」という表現で統一されることとなりました。

また、いままでは「役員報酬」は損金となるが「役員賞与」は損金とはならないという考え方でした。

これに対し平成18年度税制改正では、役員給与（報酬及び賞与）が、役員の職務執行前にあらかじめ支給時期・支給額が定められていたものに限り損金として取り扱うこととされました。

III. 損金となる役員給与(役員報酬、役員賞与)

今後損金として認められる役員給与は次の3つとなります。

A. 定期同額給与

支給形態から事前の定めに基づいて支給されていると認められるもの

B. 事前確定届出給与(役員賞与)

税務署長の届出により事前に定められていることが確認できる給与(賞与)

C. 利益連動給与(成功報酬型の役員賞与)

有価証券報告書等への開示により支給額の算定方法が事前に定められている事が確認できる給与